



最低限知っておきたい 障害年金のこと

年金給付と保険料の納付は密接な関係があるため、保険料に関する手続きを知っておくことが万が一の備えになります。今月は、最低限知っておきたい障害年金の基礎知識と備えについて解説します。

(注)ここでは一般的なケースについて説明をしています。実際には個々のケースによって異なることがあります。

答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
健介
正社員35歳

健介 障害年金は身体に障害がある方が対象ですか？

先生 身体の障害だけでなく、精神障害や知的障害も障害年金の対象となることがあります。

健介 障害者手帳の等級と障害年金は関係ありますか？

先生 いいえ、障害者手帳と障害年金の障害等級は異なっています。また、障害年金は自ら請求手続きが必要で

態になったときの制度です。障害者手帳の交付を受けていなくても請求できます。

健介 病気やけがで障害年金をもらえることがあるなら、まさに保険ですね。

先生 若いときに事故でけがをする可ともありますし、病気が重度化する可能性もあります。ただし、保険料の未納期間があると障害年金を受けられないことがありますから、万が一のための備えを知っておくことが大切です。

健介 失業などで国民年金保険料を払えないときは、どうすればいいでしょう？

先生 保険料が未納とならないよう、免除や納付猶予を申請できることを知っておくと役立ちますよ。

障害年金 入門

まずは知っておきたいポイント

- ◆ 老齢年金を受ける年齢に達していても、要件を満たしていれば障害年金を受けられる。ただし、請求手続きが必要。
- ◆ 障害者手帳と障害年金の障害等級は異なる。
- ◆ 病気やけがによって障害年金を受けられることがある。たとえば、糖尿病やうつ病、がんが原因の障害など。

万が一に備えて

学生期間中、失業や天災等で国民年金保険料の納付が難しいときは、免除・納付猶予の申請をする。

障害年金の基礎知識と備え

国民年金保険料の未納期間があると障害年金を受けられないことがある

初診日(口内※参照)の前日において、下記の①か②のどちらかを満たすことが要件なので、万が一に備えて保険料の未納期間が発生しないようにすることが大切です。

- ① 初診月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと
- ② 初診月の前々月までの被保険者期間のうち、「国民年金・厚生年金保険・共済組合加入期間の保険料納付済・免除・納付猶予期間」の合計が3分の2以上あること。

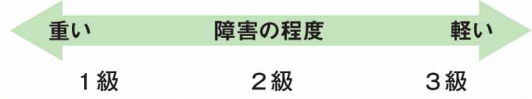
point ・初診日以降に納めた過去の保険料は対象とならないので注意
・国民年金保険料の免除や納付猶予が認められた期間は未納期間にならない。
(ただし、一部免除が認められた期間は保険料を納めていること)

障害年金に関する問い合わせ先

障害年金の相談や、国民年金の保険料免除や納付猶予(学生・30歳未満)制度については、近くの年金事務所、街角の年金相談センターへ(全国の相談先は日本年金機構のホームページ参照)。

初診日に加入していた制度と受けられる年金の種類

障害年金は、「障害の原因となった傷病の初診日に加入していた制度」と「障害の程度」によって、受けられる年金の種類が異なります。



	1級	2級	3級
厚生年金保険	障害厚生年金1級	障害厚生年金2級	障害厚生年金3級
国民年金	障害基礎年金1級 年額966,000円	障害基礎年金2級 年額772,800円	国民年金には3級の障害基礎年金制度がない

※傷病の初診日とは
傷病の原因となった病気やけがについて初めて医師等の診療を受けた日。同一の傷病について転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日。

※年金額はどのように決まるのか
障害基礎年金は定額(図の金額は平成26年度の金額)で、1級は2級の1.25倍。障害厚生年金は、給与や賞与の額に応じて負担した保険料と厚生年金加入期間によって計算され、1級は2級の1.25倍。

- ◆ 国民年金加入中に初診日がある場合
障害の程度によって1級または2級の障害基礎年金。要件に該当する子がある場合は、子の加算あり。
- ◆ 厚生年金保険加入中に初診日がある場合
障害の程度が1級または2級の場合は、障害厚生年金と障害基礎年金。要件に該当する配偶者がある場合は配偶者の加算あり。障害の程度が3級の場合は、障害厚生年金。なお、さらに軽度の障害であれば障害手当金(一時金)もある。
- ◆ 20歳前に初診日がある場合(厚生年金に加入していなかった場合)
障害の程度によって1級または2級の障害基礎年金。

MEMO

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請勧奨ほか

免除や納付猶予を申請すると所得審査があります。制度を知らずに申請せず、未納のままになっているケースもあるため、市町村から提供された所得情報に基づき、前年所得が国民年金保険料免除・納付猶予に該当することが確認できた方には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が平成26年9月~平成27年2月に順次送付されます。なお、風水害等の災害で大きな被害を受けたことにより国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料の全額が免除になる制度もあります。

横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor